

トルコ共和国における原子力発電所及び原子力産業の開発のための協力に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定

前文

日本国政府及びトルコ共和国政府（以下個別に「締約国政府」といい、合わせて「両締約国政府」という。）は、

原子力の安全、核セキュリティ、原子力の規制、廃棄物管理、品質管理制度、技術移転、人材養成、現地化等、原子力産業のあらゆる側面における両締約国政府の間の協力を通じ、原子力産業を開発するというトルコ共和国政府の希望を認識し、

当該協力の増進に関する共通の関心を表明し、

日本国の企業が日本国政府の支持を得てトルコ共和国における原子力発電所の開発に投資する強い意思及び希望を有していることに留意し、

トルコ共和国政府が、トルコ共和国の第二の原子力発電所建設予定地における原子力発電所の開発のため

の協力者として日本国を選択したことに留意し、

日本国及びトルコ共和国が国際原子力機関の加盟国であり、かつ、千九百六十八年七月一日に作成された核兵器の不拡散に関する条約の当事国であることを認識し、

二千十三年四月二十六日に東京で及び二千十三年五月三日にアンカラで署名された平和的目的のための原子力の利用における協力のための日本国政府とトルコ共和国政府との間の協定（以下「原子力協力協定」という。）に留意し、

トルコ共和国が、千九百六十年七月二十九日に作成された原子力の分野における第三者損害賠償責任に関する条約（千九百六十四年一月二十八日に作成された追加議定書及び千九百八十二年十一月十六日に作成された議定書により改正されたもの）並びに千九百八十八年九月二十一日に作成されたウィーン条約及びパリ条約の適用に関する議定書の当事国であることを認識し、

千九百九十二年二月十二日に作成された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定及び千九百九十三年三月八日に作成された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定が、両国の間で効力を有していることに留意し、

原子力がエネルギーの持続可能な供給源を提供し、もってエネルギー安全保障に寄与し、及び炭素の排出量を削減することを確認し、

原子力施設が運転されている全ての国にとっての原子力の安全の重要性を再確認し、トルコ共和国における原子力発電所の開発の全ての段階におけるトルコ共和国の国民及び団体の関与を歓迎して、

次のとおり協定した。

第一条 定義

この協定の適用上、

(a) 「事業」とは、事業用地において実施される原子力発電所に係る事業（用地に係る活動から廃止の過程が終了するまでの原子力発電所に係るあらゆる側面を含む。）をいう。

(b) 「事業用地」とは、トルコ共和国シノップ県シノップ（状況により必要とされる場合にはこれに代わる他の場所）における事業の実施のため、事業会社割り当てられる土地をいう。

(c) 「事業参加者」とは、事業会社に参加するトルコ共和国の国営機関及び民間団体をいう。

(d) 「事業会社」とは、事業の実施のためにトルコ共和国の法令に基づき事業参加者によって設立される合弁株式会社をいう。

(e) 「トルコ共和国の国営機関」とは、トルコ共和国政府によって所有され、又は支配されている企業をいう。

(f) 「事業契約」とは、事業会社によって事業の実施のために締結される施設国政府契約、電力購入契約等の一連の契約をいう。

(g) 「施設国政府契約」とは、事業の実施のために必要な詳細な条件を定める契約であつて、トルコ共和国政府と事業会社との間で締結されるものをいう。

(h) 「電力購入契約」とは、事業用地において原子力発電所によって発電される電気の売買に関して、関係するトルコ共和国の国営機関と事業会社との間で締結される契約をいう。

第二条 この協定の下での協力

1 この協定の下での両締約国政府の間の協力は、原子力協力協定、日本国及びトルコ共和国が当事国である関連する他の国際協定並びに日本国及びトルコ共和国の関係法令に従って行われる。両締約国政府は、

原子力協力協定第二条2(b)の規定による協力が軽水炉に関して行われることに合意する。

2 両締約国政府は、次の分野を含む諸分野において事業の実施のために協力するよう最善の努力を払う。

(a) 事業の実行可能性調査（用地に係る活動を含む。）及び経済影響評価の実施

(b) 事業用地における原子力発電所の設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止

(c) 事業用地における原子力発電所のための核燃料の供給

(d) 事業用地における原子力発電所についての原子力の安全（環境保護及び緊急事態への対応に係る計画を含む。）の確保

(e) 運転及び保守に関する訓練計画の実施並びに事業用地における原子力発電所向けの熟練労働者の養成のための原子力技術センターの設立の促進

3 両締約国政府は、次の分野を含む諸分野においてトルコ共和国の原子力産業の開発のために協力するよう最善の努力を払う。

(a) 核セキュリティ並びに原子力発電所の監督、安全及び免許（免許の延長を含む。）に関する規制その

他の原子力の規制の整備

- (b) 原子力発電所の運転に関する品質管理制度の整備
- (c) 原子力発電所の運転、保守及び廃止並びに使用済燃料及び放射性廃棄物の管理の分野における技術の開発（トルコ共和国の関連する政策を踏まえたもの）

- (d) 核燃料加工工場の設立の促進

- (e) 関係するトルコ共和国の団体の能力の向上のための訓練を通じた当該団体への技術援助の提供

- (f) 研究集会、会合、セミナー及び会議の開催（原子力の平和的利用についての啓発及び公衆の容認の促進を目的とするものを含む。）

- (g) 原子力産業の分野における技術の開発及び移転

4 事業に付随する技術援助又は必要な基盤整備の計画が日本国の政府開発援助を通じて実施される場合には、当該技術援助又は計画は、日本国及びトルコ共和国の関係法令並びに両締約国政府の間又は日本国及びトルコ共和国の関連する団体の間で作成される別個の取決めに従って実施される。

第三条 運営委員会

この協定の下での協力について調整するため、両締約国政府は、両締約国政府の代表者から成る運営委員会を設置する。

第四条 用地及び基盤に関する事項

トルコ共和国政府は、次のことを行う。

(a) 原子力発電所の廃止の過程が終了するまで、事業に必要な事業用地を事業会社に対し無償で、かつ、所有権を伴うことなく割り当てること。

(b) 事業に必要な基盤であつて事業用地外のものを無償で提供すること。

(c) トルコ共和国の法令に従い、事業用地への関係者のアクセスを円滑化すること。

(d) トルコ共和国の法令に従い、適格な外国人を事業のために雇用するために必要な許可の発給を円滑化すること。

(e) トルコ共和国の法令に従い、事業の実施のための認可、許可及び免許の発給を円滑化すること。

第五条 施設国政府契約及び電力購入契約

1 トルコ共和国政府は、事業会社との間で、この協定と共に事業の実施に必要な施設国政府契約を、

この協定とともに必要な国内手続を完了した後、締結する。施設国政府契約の不可欠の要素（トルコ共和国政府及び関係する事業参加者によつて、この協定の署名の日において想定されているもの）は、この協定の附属書に記載されている。

- 2 トルコ共和国政府は、関係するトルコ共和国の国営機関が事業会社との間で電力購入契約を締結することを確保する。

第六条 事業資金

- 1 日本国政府は、適当な日本国の金融機関（特に株式会社国際協力銀行及び独立行政法人日本貿易保険）が事業に必要とされる資金を供与することを強く支持しており、これを奨励する。そのような資金が供与される場合には、その使用のための条件及び手続は、事業会社と適当な日本国の金融機関との間の資金調達契約によつて規律される。

- 2 トルコ共和国が国の政策として原子力発電所を開発する強い意図を有していることに照らし、トルコ共和国政府は、1に規定する資金調達契約が締結される場合には、トルコ共和国の法令に従い、関係するトルコ共和国の国営機関が事業契約の下での義務を適時に履行することを確保する。

第七条 課税及び投資

1 事業に関連して課される全ての租税は、日本国及びトルコ共和国で施行されている関係法令並びに適当な場合には千九百九十三年三月八日に作成された所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定の適用を受ける。

2 事業に関する全ての投資は、適当な場合には、千九百九十二年二月十二日に作成された投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とトルコ共和国との間の協定によって規律される。

第八条 知的財産権及び技術移転

1 両締約国政府は、事業の実施に当たり、日本国及びトルコ共和国の双方が当事国である関連する国際協定並びに日本国及びトルコ共和国の関係法令に従って、知的財産権が適切かつ効果的に保護されることを確保する。

2 日本国政府は、トルコ共和国政府及び事業会社によって事業の実行可能性調査及び経済影響評価の結果に妥当な考慮を払いつつ作成される技術移転計画に沿って、事業の実施に必要とされる技術が移転されることを強く支持しており、これを恣意的に妨げない。

3 日本国政府は、原子力産業の分野における技術の移転において、日本国政府関係の研究機関とトルコ共和国の団体とが協力することを強く支持し、これを奨励する。

第九条 紛争解決

両締約国政府の一方又は双方の権利及び義務に関し、この協定の実施及び解釈から生ずる紛争は、両締約国政府の間の協議により友好的に解決される。

第十条 効力発生、改正及び終了

1 この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要な国内手続が完了した旨の書面による通告を、原子力協力協定の効力発生の日以後、外交上の経路を通じて行い、これらの通告が受領された日に効力を生ずる。

2 この協定は、十五年間効力を有するものとし、その後は、いずれか一方の締約国政府がこの協定の有効期間の満了する日の遅くとも六箇月前までに他方の締約国政府に対しこの協定を終了させる意思を外交上の経路を通じて書面で通告しない限り、自動的に五年間ずつ延長される。

3 この協定は、両締約国政府の間の書面による合意により改正することができる。この協定の改正は、1

に規定する手続と同様の手続に従って効力を生ずる。

4 2の規定にかかわらず、この協定は、原子力協力協定が終了する場合には、終了する。

5 いずれの一方の締約国政府も、原子力協力協定の下での協力が停止された場合には、この協定の下での協力を停止することができる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

ひとしく正文である日本語、トルコ語及び英語により本書二通を作成し、二千十三年四月二十六日に東京で、及び二千十三年五月三日にアンカラで署名した。これらの言語の本文の解釈に関し紛争が生ずる場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

トルコ共和国政府のために

附属書 施設国政府契約の不可欠の要素

施設国政府契約の不可欠の要素（トルコ共和国政府及び関係する事業参加者、すなわち、トルコ共和国発電合同会社（以下「E U A S」という。））、三菱重工業株式会社及び伊藤忠商事株式会社によって、この協定の署名の日において想定されているもの）は、次のとおりである。

1 事業の実施

(a) 事業の実施は、トルコ共和国の法令に従い、かつ、事業契約により行われる。

(b) 事業の目的は、事業用地に建設される四基の A T M E A 1 型炉から成る原子力発電所（以下「N P P」という。）の設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止を行うことである。

(c) 事業用地（森林地を含む。）は、トルコ共和国政府によって、N P P の廃止までの間、事業に関連する活動を実施するため、事業会社が無償で割り当てられる。

(d) 事業の商業的採算及び事業の実施のための事業用地の妥当性を評価するための実行可能性調査（以下

「実行可能性調査」という。）は、E U A S又はE U A Sによって形成される事業体（以下「トルコ共和国の事業体」という。）と三菱重工業株式会社及び他の団体によって形成される事業体（以下「日本の事業体」という。）との間で合意される条件に基づいて行われる。

(e) 事業会社は、適時に、選定された用地についてトルコ共和国の規制機関によって要求される詳細な調査を完了させ、当該用地に係る報告書を当該用地の免許のためトルコ共和国の規制機関に提出する。

(f) 事業会社は、トルコ共和国政府及び事業会社によって合意される指針に従い、事業会社の設立後二年以内に、事業がトルコ共和国の経済及び産業に与える影響、関連する産業及び企業についての評価並びに原子力産業の分野に関する人材の評価を報告する経済影響評価を完了させる。事業会社による予備的な経済影響評価は、事業会社の設立後一年以内に完了するものとする。

2 事業会社

事業会社は、トルコ共和国の関係法令及び関連する事業契約の条件に従い、N P Pの設計、エンジニアリング、調達、建設、運転、保守、修理、補修及び廃止を行う。事業会社は、N P Pに関連する基盤の整備に関しては、事業用地内の基盤の整備についてのみ責任を負い、事業用地外の基盤の整備については責

任を負わない。

3 事業資金

(a) 事業の費用は、プロジェクト・ファイナンスの形式による信用供与（七十パーセント）並びに日本国の事業体及びE U A S又はトルコ共和国の事業体による株式の引受け（三十パーセント）の組合せにより、賄われる。

(b) 事業会社は、実行可能性調査の結果に従うこと及び相当の注意が払われることを条件として、適当な場合には独立行政法人日本貿易保険の支援を得て、(a)の信用供与を確保するため、適当な日本国の金融機関（特に株式会社国際協力銀行）と資金調達契約を締結する。

4 電力購入契約

(a) トルコ共和国電気取引請負会社は、トルコ共和国政府と関係する事業参加者との間で行われた議論に基づき、事業会社と電力購入契約を締結する。

(b) (a)の議論において算出された電気料金「十・八〇／十・八三」米国セント毎キロワット時（付加価値税を含まない。）は、次の仮定に基づくものである。

- (i) 事業用地に四基が建設される。四基の試運転の開始は、それぞれ一号基につき二千二十三年、二号基につき二千二十四年、三号基につき二千二十七年及び四号基につき二千二十八年である。
- (ii) 電力購入契約は、それぞれの基の商業運転の日から二十年間有効である。
- (iii) 電気料金は、二十年間の平均である。
- (iv) 電気料金は、実行可能性調査の結果に従い、かつ、価格調整の仕組みの下で設定される。
- (v) 送電及び出力周波数の制御の間の電気の喪失の合計は、二パーセントである。
- (vi) 燃料の費用は、電気料金に含まれず、転嫁の原則に基づいて加算される。
- (vii) 廃棄物管理及び廃止のための積立金（合計〇・三〇米国セント毎キロワット時）は、電気料金に含まれる。
- (viii) トルコ共和国政府は、事業会社の株式の四十九パーセントが現金により引き受けられることを確保する責任を負う。
- (ix) 日本国の事業体は、事業会社の株式の五十一パーセントが現金により引き受けられることを確保する責任を負う。

(x) E U A S は、電力購入契約が有効である限り、事業会社の「三十パーセント／四十九パーセント」の株式を保有する。

(xi) 日本国の事業体は、電力購入契約が有効である限り、事業会社の五十一パーセントの株式を保有する。

(xii) E U A S 及び他の事業参加者には、異なる内部収益率が適用される。

(c) 電力購入契約が効力を失った後、事業会社の全ての株主は、その保有する株式ごとに等しい権利を有し、及び同一の内部収益率の適用を受ける資格を有する。

5 送電線

トルコ共和国政府は、トルコ共和国送電会社が、N P P の屋外開閉所に接続される送電線の設計、調達、建設、運転、保全、修理、補修及び資金調達を自己の負担で行う責任を負うことを確保するとともに、当該送電線が適時にN P P の利用に供されることを確保する。

6 使用済燃料及び放射性廃棄物の最終処分

トルコ共和国政府は、トルコ共和国の法令に従い、使用済燃料及び放射性廃棄物の最終処分について責

任を負う。事業会社は、トルコ共和国の原子力発電所の建設及び運転並びに電力の売却に関する法律（第五千七百十号）第五条４の規定に従い、4 (b)(vi)に規定する廃棄物管理のための積立金として〇・一五米国セント毎キロワット時を支払う。

7 原子力損害に関する損害賠償責任

トルコ共和国政府は、憲法上の手続に従い、原子力損害に関する損害賠償責任に関する法的枠組みを設けるための措置をとる。

8 人材養成及び現地化

(a) 事業会社及びトルコ共和国政府によつて合意される条件に従い、トルコ共和国の国民が事業のために訓練され、及び雇用される。

(b) 事業会社及びトルコ共和国政府によつて合意される条件に従い、トルコ共和国の国民が同国の原子力産業に係る能力の開発のために訓練される。

(c) 事業会社は、運転に従事する職員（トルコ共和国の国民を含む。）の訓練のための包括的な模擬運転装置を建設する。

(d) 事業会社は、トルコ共和国政府からの助言を考慮し、目標となる現地化率を含む現地化計画を作成し、実施する。当該現地化率は、事業の実行可能性調査及び経済影響評価を通じて定められる。

9 技術移転

トルコ共和国政府及び事業会社は、ATMEA1型炉に係る技術の提供者と協力し、実行可能性調査及び経済影響評価の結果に妥当な考慮を払いつつ、事業の実施のための技術移転計画を作成する。

10 他の不可欠な要素

目的、権限のある当局、協力の分野、原子力技術・訓練センター、核燃料の供給、ビジネスモデル、工程表、トルコ共和国政府の権利及び義務、事業会社の権利及び義務、基盤、土地に関する権利、事業用地へのアクセス、認可、免許及び許可、収用、電気的所有権及び電気の売却、資金調達の仕組み、租税、奨励措置、保険、賠償責任、第三者損害賠償責任、原子力産業地域、経済影響評価、社会的責任、啓発及び公衆の容認、労働者の安全、セキュリティ、使用済燃料及び廃棄物の管理、廃止、制裁、補償、秘密、紛争解決、不可抗力並びに知的財産権

注 この文書は、施設国政府契約の内容を制限するものではない。